

世羅町告示第 12 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、告示する。

令和 3 年 1 月 27 日

世羅町長 奥田 正和

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ショージ世羅店・テックランド広島世羅店
所在地 世羅郡世羅町大字寺町 1186 番 外
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 別紙 1 のとおり
(変更後) 別紙 1 のとおり
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 別紙 2 のとおり
(変更後) 別紙 2 のとおり
- 3 変更年月日
別紙 1, 2 のとおり
- 4 変更する理由
別紙 1, 2 のとおり
- 5 届出年月日
令和 3 年 1 月 25 日
- 6 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - ① 縦覧場所
世羅郡世羅町役場商工観光課（世羅郡世羅町大字西上原 123 番地 1）
 - ② 縦覧期間
令和 3 年 1 月 27 日から令和 3 年 5 月 27 日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。
 - ③ 縦覧のできる時間帯
午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで
- 7 意見書の提出
法第 8 条第 2 項に基づき、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から 4 月以内に、町に対し、次のとおり意見書を提出

することができる。

① 提出期限

令和3年5月27日

② 提出先

世羅郡世羅町役場商工観光課

別紙1

(1)大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ショージ世羅店・テックランド広島世羅店建物設置者一覧

【変更前】

名 称	代 表 者	住 所	変 更 年 月 日 ・ 理 由
西條商事株式会社	代表取締役 蔵田 至	東広島市西条土与丸二丁目6番49号	
株式会社ヤマダ電機	代表取締役 山田 昇	群馬県高崎市栄町1番1号	

【変更後】

名 称	代 表 者	住 所	変 更 年 月 日 ・ 理 由
西條商事株式会社	代表取締役 蔵田 亮	東広島市西条土与丸二丁目6番49号	令和2年12月1日 代表者変更のため
株式会社ヤマダホールディングス	代表取締役 山田 昇	群馬県高崎市栄町1番1号	令和2年10月1日 名称変更のため

別紙2

(2)大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

ショージ世羅店・テックランド広島世羅店建物の小売業者一覧表

【変更前】

店舗 区域	事業者名	代表者 役職・氏名	住 所	変更年月日・理由
A棟	西條商事株式会社	代表取締役 藏田 至	東広島市西条土与丸二丁目6番49号	
B棟	株式会社ヤマダ電機	代表取締役 山田 昇	群馬県高崎市栄町1番1号	

【変更後】

店舗 区域	事業者名	代表者 役職・氏名	住 所	変更年月日・理由
A棟	西條商事株式会社	代表取締役 藏田 亮	東広島市西条土与丸二丁目6番49号	令和2年12月1日 代表者変更のため
B棟	株式会社ヤマダデンキ	代表取締役 三嶋 恒夫	群馬県高崎市栄町1番1号	令和2年10月1日 株式会社ヤマダデンキ 設立後、株式会社ヤマ ダホールディングスよ り事業継承を受けた者 への小売業を行う者の 変更